

UP 長崎島原 12 2020

Line up

- 1面 真価が問われる経営者
- 2面 令和2年分 所得税の確定申告
- 3面 事業承継(相続対策)をお考えの医療法人の皆様へ大切なお知らせ
ヨイコミ企画 「社内親睦フットサル」を実施しました。
- 4面 税務カレンダー
- 特別編1-4面 手軽に利用できるWeb会議システムを活用しませんか?

真価が問われる経営者

早いもので今年も師走となりました。皆様お元気で過ごしてでしょうか。今年は「新型コロナウイルス」(以下コロナ)に振り回された一年でした。寒くなるとインフルエンザの流行も懸念され「ダブル感染」に注意が必要です。長崎大学病院感染制御教育センター長の泉川公一教授は「ウイルスという観点では新型コロナもインフルエンザも同じだが根本的に違うのはインフルエンザにはワクチンがあること、インフルエンザの予防接種はぜひ受けて欲しい、ウイルスの感染予防には手洗い、マスクの着用、三密を避ける、換気、という基本は同じなのでぜひ守って欲しい」という話をされていました。12月は忘年会や慰労会のシーズンですがウイルス感染防止策の徹底が必要だと思います。ちなみに弊社は、恒例の年末慰労会は中止しました。

経済(経営)に与えるコロナの影響については様々な意見があります。現在の不況は「複合不況」で、①コロナショック②資産バブルの崩壊③金融システムの動揺で、金余りが実需とかけ離れた地価上昇を招き企業業績と連動しない株価上昇を招いている、資産バブルが崩壊すれば資金を供給している金融機関にも影響がある、こういう見方が有力なようです。元日本銀行副総裁(現日興リサーチセンター理事長)の山口廣秀氏は「コロナ前の水準に戻るのには、民間の経済調査機関の見通しの平均では2023年末頃とみられている、全治3年」と言われました。信用調査機関の長崎県内の企業に対する「コロナに関するアンケート」では、①企業活動に影響を及ぼしているか?の質問には、現在影響が出ている58%、今後影響が出る30% ②前年同月比売上高は?の質問には約60%減 ③支援策を利用したか?の質問には、実質無利子融資の利用36%、持続化給付金の利用25%、雇用調整助成金の利用17% ④廃業を検討する可能性は?の質問には87%の経営者が「ない」。以上の結果から、コロナの影響は確実に出ていますが経営者は制度融資を利用しながら事業の継続に必死に取り組んでいることがわかります。弊社でも多数のお客様の融資支援をさせていただきました。

コロナの影響を受けて患者減=収入減になっている某開業医は、外来患者との会話の時間を増やして患者の家庭環境、家族関係、心情、生い立ち等々の情報を収集して今後の

診療に活かすように努力されています。「今回のコロナは経営的には大変だが患者との距離感が近くなり信頼関係を築くきっかけになった」と言われました。また某介護施設ではコロナ感染防止のために入居者と家族との接見禁止を実施したところ、双方にストレスが溜まり、特に入居者の認知症が悪化した、リモートを活用しての接見を試みたところ症状が治まり家族のストレスも緩和された、接見を禁止している他の介護施設入居者家族から入居相談が増えた、との話も聞きます。ピンチをチャンスに変えた事例です。

全治3年と言われる今回のコロナ不況です。金融機関はいつまでもコロナ融資は出来ないと思います。中小企業経営者はウィズコロナを想定した事業計画を策定し資金確保を考えなければならない時期です。中小企業の良いところは小回りが利くことです。大きな組織は変革に時間がかかりますが、中小企業なら素早くビジネスの転換に取り組めるはずですし、それが出来ない中小企業は生き残ることが困難です。ウィズコロナ時代にやれることは必ずあります。今まで経営してきた経験、知見を生かして事業化することが重要です。今こそ経営者の真価が問われます。

会計事務所は定期的にお客様を訪問しますので様々な業種の様々な情報が入ってきます。同業他社だけでなく、他業界の事例が参考になることもあります。私たちはお客様に有益な情報を提供していきたいと思います。

今年も大変お世話になりました。来年も何卒お引き立てのほどお願い申し上げます。良いお年をお迎えください。



税理士法人アップパートナーズ
総代表 内田 延佳

令和 2 年分 所得税の確定申告

島原オフィス 所長
長崎オフィス 税務相談室 室長
社員税理士 内田 尚生



今年は新型コロナウイルスに振り回され、私どももリモート報告や在宅勤務の推奨等、業務の見直しを余儀なくされた1年でした。できない、今すぐには必要がないと先延ばししていた問題にも、否応なく向き合わざるを得ない状況になりました。「強い者が生き残るのではなく、環境（社会情勢）に順応した者が生き残る」という言葉を思い出しました。

そのような中でも、年が明ければ間もなく確定申告

の時期がやってきます。一時中止（延期）されていた税務調査も10月には再開されました。申告期限が延長された今年の確定申告も、来年は期限どおりとなると思われます。

今回は新型コロナウイルス等の影響に対応するための措置と、令和2年分申告から改正運用される主な事項についてお伝えします。過去にご紹介した内容と重複する事項もありますがご容赦ください。

1. 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律における主な措置

- (1) 定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金の非課税
- (2) 個人が令和2年1月1日から令和3年12月31日までの期間において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により中止若しくは延期又は規模縮小を行った文化芸術又はスポーツに関する行事で、一定の入場料払戻請求権の全部又は一部を放棄した場合はその合計金額(上限20万円)を寄付金控除等の適用ができる。
- (3) 消費税率10%の住宅取得等で、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合、一定の要件を満たす場合は所得税額の特別控除の控除期間の特例（控除期間13年）の適用ができる。

2. 税制改正により令和2年分以後の所得税から適用されるもの

- (1) 給与所得控除の一律10万円引下げ
上限適用される給与等の収入金額850万円（改正前1,000万円）、給与所得控除上限額195万円（改正前220万円）
- (2) 公的年金等控除の10万円引下げと上限（195.5万円）の設定
公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額1,000万円超～2,000万円は20万円引下げ（上限185.5万円）、同2,000万円超は30万円引下げ（上限175.5万円）
- (3) 基礎控除の一律10万円引上げ（48万円、改正前38万円）
但し、合計所得金額2,400万円超～2,450万円は控除額32万円、2,450万円超～2,500万円は控除額16万円、2,500万円超は控除額0円
- (4) 扶養親族等の範囲の対象の合計所得金額、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の10万円引上げ
- (5) 青色申告特別控除
正規の簿記の原則に従って記録している者に係る控除を55万円（改正前65万円）に引下げ
但し、前述の者で一定の要件を満たした電子帳簿の保存又は電子申告を行う者は65万円
- (6) 所得金額調整控除の創設
給与等の収入金額が850万円を超える者で、特別障害者、又は23歳未満の扶養親族若しくは特別障害者である同一生計の配偶者・扶養親族を有する場合は、給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%を控除
- (7) ひとり親控除の創設、寡婦控除の見直しと特例の廃止

売上の減少、従業員の削減、交付金の受領等、例年にはない事由がある事業者の方も多くいらっしゃるでしょう。これから私ども会計事務所は繁忙期を迎えます。正確かつ早期に納税額をお伝えするためにも、早めに準備に取り掛かっていただき、1月中には必要な書類をご準備いただきますようお願い致します。

事業承継（相続対策）をお考えの医療法人の皆様へ大切なお知らせ

一般的な医療法人は、①個人診療所で開業②規模拡大や事業の継続のために医療法人を設立、という過程を経てこられたと思います。そして昭和60年12月の医療法改正により、いわゆる「一人医師医療法人」が認可されるようになり一挙に医療法人数が増加しました。医療法人は設立時に理事長等が出資金（資本金）を出資して設立されますが、その後の経営努力により業績が好調な法人ほど設立時の出資金評価が高額になっています。事業承継時や相続時にはこの出資金は税務上の評価で譲渡、相続されますので場合によっては多額の課税が発生します。課税が発生することで事業承継や相続が困難になる事例が全国的に多くなりました。

このような状況を解消するために厚労省は平成26年10月に「認定医療法人制度」を創設しました。

非課税で出資持ち分を放棄でき事業承継（同族経営も可）や相続を円滑に行うことが可能になりました。医療法人理事長の相続財産の中で高額に評価された出資金（相続財産）によって多額の相続税が発生する場合があります。認定医療法人は税務の専門家としてもお勧めです。

株式会社内田会計事務所では約10件の認定医療法人（病院、有床診療所、無床診療所）の申請・認定の実績があります。事業承継や相続をお考えの理事長様にはぜひご検討をいただきたいと思います。

なお認定医療法人化については非課税のための8つの認定基準がありますので弊社までご相談をお願いします。

株式会社 内田会計事務所
コンサルティング事業部 部長
医療経営コンサルタント 堤 健治

ヨイコミ企画「社内親睦フットサル」を実施しました。

株式会社内田会計事務所
ビジネスサポート部
主任 峰 恵里奈

弊社のヨイコミ（＝良いコミュニケーション）という制度を利用して、社内に参加者を募り、10月31日に長与シーサイドパークフットサルコートにてフットサルを実施しました。

新型コロナウイルスの影響で外出等が制限される中ではありますが、少しでも気分転換や運動不足解消になればと思い企画し開催しました。

当日は19名の社員が参加し、10分ハーフのゲームを3試合行いました。サッカー経験者や久しぶりに体を動かすなどさまざまな方がいて、社員の新しい一面を見ることができました。久しぶりに体を動かしたことで筋肉痛にはなりましたが、大きなけがもなく終わることができて良かったです。

新型コロナウイルス感染予防のために三密を避け、きちんと対策を取りながら実施することができ、社員同士の親睦を深める良いイベントになりました。また機会がありましたら企画していきたいと思います。



2020.12

2021.1

UP¹²
2020

日	月	火	水	木	金	土
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10 ★1	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

冬期休業期間(2020年12月29日～2021年1月4日)

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24 31	25	26	27	28	29	30

冬期休業期間(2020年12月29日～2021年1月4日)

【税務calendar】

▶ 給与所得の年末調整

【調整の時期】 本年最後の給与の支払をするとき

▶ 給与所得者の保険料控除・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出

【提出期限】 本年最後の給与の支払を受ける日の前日

▶ 納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額の納付(令和2年6月～11月分)

【納期限】 12月10日 ★1

▶ 固定資産税第3期分の納付

【納期限】 12月中の市町村の条例で定める日

▶ 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(R2年6月～11月分)の納付

【納期限】 12月10日(木) ★1

▶ 10月決算法人の確定申告

【申告期限】 令和3年1月4日(月) ★2

▶ 4月決算法人の中間申告

【申告期限】 令和3年1月4日(月) ★2



アップパートナーズグループのご案内

■ 税理士法人 アップパートナーズ

■ 株式会社 内田会計事務所

■ 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ

【長崎オフィス】

〒852-8008

長崎県長崎市曙町4番9号

TEL: 095-861-2054 TEL: 095-861-2064(業務時間外) FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】

〒855-0802

長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階

TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556



お問い合わせ・ご相談はこちらまで



info@uchida-kaikei.co.jp



https://uchida-kaikei.co.jp